

議会事務局の職員で知事の補助機関である職員に併任されているものが処理すべき事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

議会事務局の職員で知事の補助機関である職員に併任されているものが処理すべき事務に関する規程の一部を改正する訓令  
議会事務局の職員で知事の補助機関である職員に併任されているものが処理すべき事務に関する規程（昭和41年岩手県訓令第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(事務の範囲)	(事務の範囲)
第2条 併任職員が処理すべき事務は、次のとおりとする。 (1) 議会事務局長である併任職員の所管に係る財産の取得、管理及び用途廃止に関すること。 (2) [略]	第2条 併任職員が処理すべき事務は、次のとおりとする。 (1) 議会事務局長である併任職員の所管に係る財産の取得、管理、 <u>用途廃止及び処分</u> に関すること。 (2) [略]
(議会事務局長専決事項)	(議会事務局長専決事項)
第5条 併任職員が処理すべき事務について議会事務局長である併任職員の専決できる事項は、次のとおりとする。 (1)～(6) [略]	第5条 併任職員が処理すべき事務について議会事務局長である併任職員の専決できる事項は、次のとおりとする。 (1)～(6) [略] <u>(7) 1件の評価額3,500万円以上の行政財産の用途廃止に</u> <u>関すること。</u> <u>(8) 1件の評価額7,000万円未満の普通財産（土地につい</u> <u>ては、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以</u> <u>上のもの以外のもの）の処分に関すること。</u>
(7) 1件の評価額7,000万円未満の <u>行政財産の用途廃止又</u> <u>は普通財産（土地については、1件7,000万円以上で、か</u> <u>つ、2万平方メートル以上のもの以外のもの）の処分に關</u> <u>すること。</u>	
(8) [略]	(9) [略]
(9) [略]	(10) [略]
(10) [略]	(11) [略]
(11) [略]	(12) [略]
(12) [略]	(13) [略]
(13) [略]	(14) [略]
(14) [略]	(15) [略]
(15) [略]	(16) [略]
(16) [略]	(17) [略]
(17) 第1号、第3号、 <u>第11号及び第15号</u> に規定するもの以 外の1件の金額1億5,000万円以上の支出負担行為に関する こと。	(18) 第1号、第3号、 <u>第12号及び第16号</u> に規定するもの以 外の1件の金額1億5,000万円以上の支出負担行為に関する こと。
(18) <u>第7号及び第14号</u> に規定するもの以外の1件の金額1 億5,000万円以上の債権の発生の原因となる契約の締結そ の他の行為をすること。	(19) <u>第8号及び第15号</u> に規定するもの以外の1件の金額1 億5,000万円以上の債権の発生の原因となる契約の締結そ の他の行為をすること。

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。